

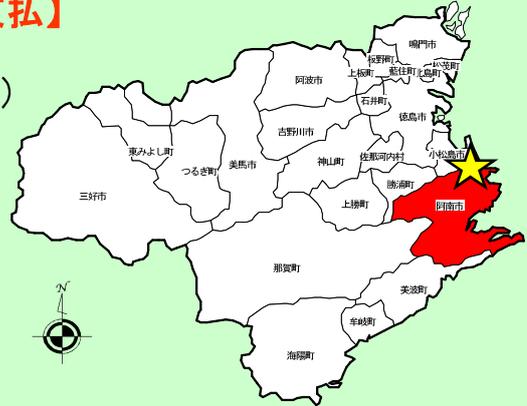
令和3年度 多面的機能発揮促進事業 中国四国農政局長表彰 推薦組織（徳島県）

【多面的機能支払】

おおたがわちいきほぜんきょうぎかい とくしまけんあなんし
「太田川地域保全協議会」（徳島県阿南市）

(1) 認定農用地面積：112.1ha
 (田：111.0ha、畑：1.1ha)

(2) 組織構成：
 8集落（農家283戸、非農家3戸）
 農業者、自治会、女性会、
 土地改良区等で構成



【地区の概要】

本地区は、徳島県阿南市北部と小松島市南部の那賀川水系により形成された三角州に広がる平野部に位置し、水稻を中心にハウレンソウ、キャベツ等の栽培などが行われており、水稻はJAによる指導の下、有機米や特別栽培米の栽培が推進されています。

老朽化する農業用施設の持続的な保管理と農業者の高齢化や混住化の進行等の地域の課題に対応することを目的に平成19年度から活動しています。

地域における生物多様性保全を推進しており、地域の生息状況の把握と近年減少しているナベツルなどの野鳥が飛来しやすい環境づくりに取り組んでいます。

【主な取組み内容】

- 農道や水路の草刈りや泥上げは耕作者が中心となり6月から2月にかけて、草刈りは年2回、泥上げは年1回程度8集落毎に効率的に実施している。活動については、非農家も水路の泥上げ等の活動に参加している。
- 平成19年度以前より水路沿いの法面や水利施設周辺にアジサイ400本、桜99本を植栽しており、草刈りなどの管理作業には非農家も参加している。数筆でコスモスの栽培も行っている。
 また、平成26年度より水田内のジャンボタニシの駆除や田植え後の浅水管理を行い防除対策を行っている。
- ナベツルやコウノトリが渡来しやすい環境作りを行うため、平成26年度より野鳥の餌となる生き物の生息状況調査や「落穂」や「二番穂」を残す取組を行っている。例年約70種類の生物が確認されており、令和2年度は75種類を確認した。生物調査の結果は取りまとめ後、本組織構成員を対象に年一回勉強会を行っており、野鳥への理解促進や継続的に活動実施するための意欲向上に繋がっている。



農道の草刈り



生物の生息状況の把握



ナベツルの飛来状況

令和3年度 多面的機能発揮促進事業 中国四国農政局長表彰 推薦組織（香川県）

【多面的機能支払】

「あやうた^{ちいきこういききょうてい}地域広域協定」（香川県丸亀市）^{かがわ まるがめし}

(1) 認定農用地面積：661.2ha
(田：603.8ha、畑：57.4ha)

(2) 組織構成：
37集落（農家1,772戸、非農家91戸）
農業者、農業者団体、自治会、女性会、子供会、土地改良区、学校・PTA等で構成



【地区の概要】

本地区は、香川県丸亀市南部の一級河川土器川右岸に位置し、農地と宅地等が混在する平地農業地域で水稻を中心に麦、アスパラガス、花卉（輪ギク）等の栽培が行われています。

用水は、香川用水掛かりのため池や雨水貯留のため池で賄っており、これらの農業用施設を保全管理し持続的に農業を行うために、土地改良区が中心となった積極的な推進により平成19年度に11組織が設立され、平成26年度には12組織が合併し広域活動組織として活動しています。

土地改良区が事務局となり各協定集落の事務負担の軽減だけでなく、集落や水利組合との調整・連携により水利慣行のトラブルが減少し、営農の継続に困っている集落等に対しては本地区への編入を推進するなど地域農業を支えています。

【主な取り組み内容】

- 農道や水路の草刈りや泥上げは耕作者が中心となり5月から11月にかけて、草刈りは年3回、泥上げは年1回程度水利単位に実施している。その他、清掃活動を非農家も参加して年1回実施している。
イノシシの被害防止対策として猟友会のメンバーで設置点検部隊を組織し、このメンバーを中心に各集落への指導や保守管理補助を行っている。
- 景観形成活動は3集落単位で遊休農地を活用し、レンゲやコスモスを12箇所2ha程植栽。看板を設置し、開花時期には保育園や学校に声かけを行い、校外学習で見学に来てもらうことで、本活動のPRを行っている。
- 水質保全活動として毎年10月下旬から1月までの2～3ヶ月の間、30箇所以上のため池の池干しを行い水質保全に努めている。また、池干し後に非農家、小学生等が参加して清掃活動や倒木の撤去作業を実施している。



鳥獣防護柵設置



景観形成活動



水質保全活動(池干し・清掃)

令和3年度 多面的機能発揮促進事業 中国四国農政局長表彰 推薦組織（高知県）

【多面的機能支払】

「たのかわこうかんきょうほぜんかい 田野川甲環境保全会」（こうちけんしまんとし 高知県四万十市）

- (1) 認定農用地面積：24.8ha
(田：24.7ha、畑：0.1ha)
- (2) 組織構成：
1 集落（農家27戸、非農家2戸）
農業者、非農業者、自治会で構成



【地区の概要】

本地区は四万十市の中部に流れる四万十川水系後川の支流である田野川流域に位置する山間農業地域で、水稻を中心に路地物の加工用キャベツ栽培などが行われているほか、主食用米の一部は四万十川の環境に配慮した農法で市がブランド化を推進している「しまんと農法米」の栽培を行っています。

昭和60年代に圃場整備を実施し、昔から「田役組織」と呼ばれている自治会組織が中心となり水利施設の管理等を行ってきましたが、高齢化・後継者不足等による施設管理の困難化や老朽化した水路等の機能維持等に対応するため、平成19年度に本地区を設立しました。

本地区の活動を契機に、農業で地域を活性化しようという意識が高まり、平成27年度に農事組合法人「田野川甲営農組合」を設立し、地域の担い手として当地域の8割程度の集積を進めるなど、本地区の活動が農業用施設の保全管理と担い手への農地集積推進の一助となっています。

【主な取り組み内容】

- 草刈りは全体で年2回、泥上げは年3回行うほか、遊休農地の発生防止のための草刈り等を年4回実施し、年間2ha程度の遊休農地を解消している。また、営農組合を基礎とした地域ぐるみの保全管理体制づくりを進めており、年3回地域住民との意見交換会・交流会を実施。将来の後継者として地域の若手にも声掛けして活動に協力してもらい保全管理している。
- 活動当初より景観形成を図るべく、女性構成員が中心となり、地域でパンジー、コスモス等の植栽に取り組んでいる。
- イノシシ、シカ等による農作物被害及び荒廃農地化を防ぐため、非農家も参加して見回り活動や防護柵の補修等を実施するとともに、農地周りの環境改善活動として防護柵から山林部まで5～6m程度の幅を法面も含めて草刈りや木・竹藪の伐採等して緩衝帯を形成する取組をしている。



水路の泥上げ作業



植栽活動



鳥獣害防護柵周辺の草刈り作業